

南前川ポンプ場運転管理業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

特記仕様書

(適用)

第1条 寝屋川市（以下「発注者」という。）が委託する高宮ポンプ場運転管理業務委託は、この特記仕様書が優先するものとし、受注者はこの仕様書に基づき本業務を遂行するものとする。

(業務概要)

第2条 委託業務の概要は下記のとおりである。

- (1) ポンプの運転および監視
- (2) 施設各種機器の点検・整備
- (3) 施設構内外の清掃、整理、環境整備及び修景施設点検
- (4) 施設敷地内の草刈、灌水、清掃、投棄物等の集積、整理
- (5) 雨量計並びに水位計の用紙取替

(委託期間)

第3条 委託業務の期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日とする。

(管理施設の概要)

第4条 管理施設は以下のとおりである。

南前川ポンプ場及び付帯施設（寝屋川市幸町27番1号）

2 管理施設の概要は以下のとおりである。

- | | |
|---|-----|
| (1) 排水ポンプ $\phi 900 \times 95 \text{ m}^3/\text{min} \times 5.0 \text{ m}$ | 2 台 |
| (2) 同上用ディーゼルエンジン $175 \text{ ps} \times 1000 \text{ rpm}$ | 2 台 |
| (3) 非常用自家発電機 $150 \text{ kVA} \times 180 \text{ ps} \times 210 \text{ v} \times 1800 \text{ rpm}$ | 1 台 |
| (4) 監視操作、制御、受発電、蓄電池設備 | 1 式 |
| (5) ゲート設備流入ゲート $900 \text{ mm} \times 1850 \text{ mm}$ 電動 | 2 門 |
| (6) 除塵機 | 3 基 |
| (7) スクリーン $3,200 \text{ mm} \times 4,000 \text{ mm} \times 75^\circ$ | 4 面 |

(8)	沈砂掻揚機	2 基
(9)	搬出機し渣	3 基
	沈砂	2 基
	ホッパ	2 基
	スキップホイスト	2 基

(10) その他付帯施設

(業務取扱時間)

第 5 条 業務取扱時間は次のとおりとする。

(1) 保守点検業務

午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0

(2) 運転操作監視業務

降雨時など、必要に応じて随時対応するものとする。

(運転操作・監視業務)

第 6 条 各機器の運転監視は、降雨量、内外水位、その他の状況を勘案し、必要に応じて行うものとする。

(保守点検業務)

第 7 条 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次の通りとする。

- (1) 年次点検1回、月例点検11回、施設の巡回点検とし、点検内容・時期については協議の上、定めるものとする。
- (2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼動するよう清掃、防錆、注油などのほか、軽微な設備の修繕を含むものとする。
- (3) ポンプ及び自家発電機の燃料(重油)は市で購入するが、タンクローリー車等の給油作業に立会すること。また給油日については、双方協議にて決定するものとする。
- (4) ポンプの作動点検に際しては、1 回／月程度とする。但し、降雨によりポンプ運転した号機についてはその月は不要とするが、点検内容が不足する場合はその限りでない。

2 消防設備点検 (年 2 回) 消火器10型14本

誘導灯 6 個

(関係法令の遵守)

第 8 条 電気工作物、危険物、機械設備等の取扱いには、労働安全衛生法等の関係法令に従い、安全に十分注意を払い従事しなければならない。

(労務管理)

第 9 条 受注者は、業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、業務に支障をきたさないよう努めなければならない。また、労働基準法及び関係法令を遵守するとともに、労務管理にも万全を期し、従業員の労務管理上の一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、業務の遂行にあたり必要な有資格者を配置し、また関係法令で定められた責任者の選任、届出を行うものとする。

3 受注者は日常的に気象情報を収集するなどして、設備の点検を行う体制を整え、雨に関する気象警報や台風、地震等、災害が発生した時は勤務時間外の非常呼び出しに応じる事。

(業務計画書)

第 10 条 受注者は、契約後速やかに業務計画書を提出するものとし、その内容については、次の事項とする。

- (1) 運転監視業務計画
- (2) 保守点検業務計画
- (3) 作業従事者名簿
- (4) 緊急連絡体制
- (5) その他必要と思われること。

(業務報告)

第 11 条 運転監視及び保守点検の結果については、その記録を毎翌月の初めに毎月分を提出し、報告をするものとする。

なお業務報告は、第 7 条に該当する点検項目毎にファイルなどで整理し、点検状況写真も撮影するものとする。

- 2 前記の保守点検の結果、機械設備その他に異常を認めたときは、直ちに市に連絡しその措置について打合せを行い指示に従わなければならない。

(支給品)

第 12 条 施設の運営上必要な燃料・光熱水及び消耗品類は発注者が支給するが、その受渡し及び取扱いについては、発注者の指示に従うものとする。

- 2 その他の保守点検業務に必要な工具、測定器具、消耗品類(※)、テーブル、椅子等については、受託者の負担とする。

※消耗品…軍手、ウエス、事務用品その他一式など

- 3 その他維持管理上必要な備品及び消耗品は、協議で決定します。

(業務の引継ぎ)

第 13 条 受注者は業務期間完了後、次の受託者と異なる場合は、次の受託者に対し本委託業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお業務引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

- 2 危険物取扱者が変更となる場合、受託者で変更届を行うこと。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

(見積参考資料)

第 15 条 本資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札(見積)参加者の適正・迅速な見積に供するため参考を示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため履行方法等業務を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。

本委託業務で採用している見積単価は以下のとおり。

工種	種別	単位	単価(円)	備考
ポンプ場管理業務	消防設備点検	式	159,900	